

高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、県は、ボランティア活動の活性化を図るため、令和2年9月7日付け社援発0907第2号厚生労働省社会・援護局長通知の別添17「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業実施要領」に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が行う高知県バーチャルボランティアセンターの運営に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助基準額及び補助対象経費)

第3条 補助対象事業は、参加者自身が改良していく可塑的な情報システムである「ピッピネット」を基盤又は媒体として、各ボランティア団体等が情報発信等の主体的な活動を行うことを情報ボランティア等が支援するバーチャルボランティアセンターの運営とする。

2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助基準額及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとし、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付する。

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容等を変更（補助事業に要する経費の「ピッピネット」の

維持管理、研修及び実践研究事業並びにバーチャルボランティアセンターの運営に係る事務の各区分間の配分の変更にあつては、それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。)する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価が50万円以上の財産については、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保存しておかななければならないこと。
- (5) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示すること。
- (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指示した事項。

(概算払)

第6条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書によらなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 平成14年度事業の実績報告及び経費の支出については、バーチャルボランティアセンター事業費補助金交付要綱（平成14年4月24日付け14高健福第62号）を適用する。
- 3 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第2号から第5号まで及び第9号、第7条第3項並びに第8条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年9月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

補助基準額	補助対象経費
知事が別に定める額	<p>補助事業者が行うバーチャルボランティアセンターの運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>

別表第2（第5条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

令和 第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地

名称 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
代表者・氏名 会長 印
生年月日

高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金交付申請書

令和 年度において、高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金の交付を受けたいので、高知県補助金等交付規則第 3 条及び高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（別紙 1）
- (2) 支出予定額内訳書（別紙 2）
- (3) 事業実施計画書（別紙 3）
- (4) 収支予算書（別紙 4）
- (5) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

第 2 号様式（第 5 条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
会 長 印

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知福政第 号で交付の決定通知がありました高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金に係る事業を変更（中止・廃止）したいので、高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 号の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 金 円
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 円
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 添付書類
（1）収支予算書抄本
（2）変更（中止・廃止）理由書

概算払請求書

金 円

高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金（決定通知番号高知県指令 高知福政第 号）を下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円

既交付額 円

今回請求額 円

令和 年 月 日

高知県知事 様

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
会 長 印

（注）銀行振込先

銀行名 支店名	預金種別	口座番号	口座名義人

第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
会 長 印

高知県バーチャルボランティアセンター事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知福政第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県バーチャルボランティアセンター事業が完了しましたので、高知県補助金等交付規則第11条第1項及び高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金受入年月日 年 月 日
- 3 添付書類
(1) 補助金精算額調書（別紙5）
(2) 支出済額内訳書（別紙6）
(3) 事業実施状況報告書（別紙7）
(4) 収支決算（見込み）書（別紙8）

高知県知事 様

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
会 長 印

高知県バーチャルボランティアセンター事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知福政第 号で交付の決定（又は変更決定）を受けました標記補助金について、高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 当該事業

2 内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b)-(a)	円

（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。

別紙1

補助金所要額調書

総事業費 A	収入額 B	差引き額 (A - B) C	対象経費支出予定 額 D	基準額 E	選定額 (C,D又はEのうち いずれか少ない F	県社協補助基本額 G	県社協補助予定額 H	県補助基本額 I	県補助所要額 J	備考
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(注) B欄は、寄附金を除いた当該事業に係る収入額を記入してください。

支出予定額内訳書

区 分	支出科目	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
1 「ピッピ ネット」の維 持管理		円	
小	計		

区 分	支出科目	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
2 研修及 び実践研究 事業			
小	計		

区 分	支出科目	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
3 バーチャルボランティアセンターの運営に係る事務			
小 計			
合 計			

別紙 3

高知県バーチャルボランティアセンター事業実施計画書

区 分	実施時期	事 業 の 内 容
1 「ピッピネット」 の維持管理		
2 研修及び実践研究 事業		
3 バーチャルボラン ティアセンターの運 営に係る事務		

別紙4

令和 年度 高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金 収支予算書

(単位:千円)

収入				支出					備考
科目	予算			科目	予算				
	当初	補正	計		当初	補正	計	うち県補助金 相当額	
合計				合計					

これは、令和 年度高知県社会福祉協議会収支予算書の抄本に相違ありません。

令和 年 月 日

高知県社会福祉協議会 代表者名 印

補助金精算額調書

総事業費	収入額	差引き額 (A - B)	対象経費支 出済額	基準額	選定額 (C,D又はE のうちい ずれか少 ない) F	県社協補助 基本額	県社協補助 予定額	県補助基本 額	県補助所要 額	県補助金交 付決定額	県補助金受 入済額	県補助金過 不足額	備考
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				

(注) B欄は、寄附金を除いた当該事業に係る収入額を記入してください。

支出済額内訳書

区 分	支出科目	支 出 済 額	積 算 内 訳
1 「ピッピネット」 の維持管理		円	
小	計		

区 分	支出科目	支 出 済 額	積 算 内 訳
2 研修及び 実践研究事 業			
小	計		

区 分	支出科目	支 出 済 額	積 算 内 訳
3 バーチャルボランティアセンターの運営に係る事務			
小 計			
合 計			

別紙 7

高知県バーチャルボランティアセンター事業実施状況報告書

区 分	実施時期	具 体 的 成 果
1 「ピッピネット」 の維持管理		
2 研修及び実践研究 事業		
3 バーチャルボラン ティアセンターの運 営に係る事務		

令和 年度 高知県バーチャルボランティアセンター事業費補助金 収支決算(見込み)書

(単位:円)

収入				支出							備考	
科目	予算			収入済額	科目	予算				支出済額		うち県補助金 相当額
	当初	補正	計			当初	補正	計	うち県補助金 相当額			
合計					合計							

これは、令和 年度高知県社会福祉協議会収支決算(見込み)書の抄本に相違ありません。

令和 年 月 日

高知県社会福祉協議会 代表者名 印